

佐賀県告示第二百九十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、佐賀県手数料条例（平成十二年佐賀県条例第三号）別表第一第三百二十号から第三百二十三号までの第一欄に掲げる事務に係る手数料の徴収事務を鹿島市に委託した。

平成二十一年八月十四日

佐賀県知事 古川 康